

愛知県・岐阜県での「緊急事態宣言」と三重県の「緊急警戒宣言」を受けての
四日市大学の対応について（2021年1月14日付）

《学生の皆さんへ》

政府は1月13日に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、愛知県と岐阜県にも「緊急事態宣言」を発出しました。これを受けて、三重県でも「緊急警戒宣言」が出されました。

四日市大学としては、学生の皆さんの安全・安心を第一に考えるとともに、授業や課外活動などが、可能な限り平常通りに継続できるよう、最大限の努力をしております。

学生の皆さんにも、不要不急の外出や会食の自粛など、これまで以上に新型コロナウイルスの感染防止に努めていただきたいと思います。

なお、現時点では、愛知県、岐阜県からの通学の自粛や、対面授業のオンライン授業への変更、クラブ活動の自粛などを全面的に実施あるいは要請する予定はありません。

四日市大学の当面の対応は、次のとおりです。

1. 個人においては、マスクの着用、手洗いと手指の消毒、3密（密集、密接、密閉）や感染リスクが高まる「5つの場面」を引き続き避けてください。

また、毎日の体調管理（「健康チェックシート」への記入）をしっかりと行い、体調の変化が3～4日以上続いた場合は、必ず大学あるいは最寄りの保健所に連絡し指示を受けてください。

特にそれ以前に、大学での授業やクラブ活動などで、友人や先生と長時間接触していたことがある場合は、早めに連絡・相談してください。

2. 通学は、不要不急の外出からは除外されます。通学の自粛は不要です。

但し、感染が不安のため、通学を自粛したいなどの希望がある場合は、教学課にご相談ください。

3. 大学の授業は、現在の形態で引き続き開講します。但し、担当の先生によっては、授業形態を変更する場合があります。先生からの指示に注意してください。

4. クラブ活動は、特に活動の自粛を要請しません。

但し、監督等の指導者がいるクラブについては、指導者の指示にしたがってください。

監督等の指導者がいないクラブについては、教学課にご相談ください。

いずれも感染防止措置を徹底することが前提です。

5. アルバイトへの従事も、特に自粛を要請しませんが、飲食業や販売業など多人数と接触する機会の多いアルバイトについては、感染リスクが高くなるので、注意が必要です。

《教職員の皆さんへ》

1. 通勤は不要不急ではありません。したがって引き続き通常の出勤をお願いします。
但し、緊急事態宣言が出されている地域からの通勤については、出来る限り感染リスクを低減する通勤方法に変更するよう要請します。一時的に通勤方法を変更する場合は所属長に申し出てください。
2. 県外への移動は極力控えていただくことを前提に、学外での非常勤講師、各種会議等は、出講先や主催者と協議の上、可能な限りリモートでの実施を検討してください。
3. 学内の会議につきましても、可能な限りリモートでの会議を検討してください。
4. 教職員の業務について、各部署にて可能な限りリモートワークへの移行を検討してください。

《参考サイト》

「三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト」<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000929654.pdf>

「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 8」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000928806.pdf>